

市立中学校教諭の処分について

加古川市教育委員会

1 概要

市立中学校教諭が、中型自動車運転免許を取得していないにもかかわらず、無免許運転を認識しながら中型自動車を運転し、管理職等に報告せず、保護者に虚偽の説明を行ったことにより、令和8年3月30日付で、兵庫県教育委員会から懲戒処分を受けた。

2 交通違反の概要

教職員	概要
市立中学校 教諭 (男性37歳)	<p>令和7年2月28日、他県で開催された大会に出場するため、知人から車を借りて生徒複数名と保護者を乗せて大会会場まで運転した。その車は中型自動車運転免許が必要であったが、そのことは知らずに運転した。</p> <p>現地会場で、別の知人に中型自動車運転免許が必要な車であることを指摘されたが、生徒や保護者に伝えたり、管理職に報告したりすることなく、同年3月1日、同車を運転し帰校した。</p> <p>令和7年3月15日、保護者から中型自動車運転免許の所持を問われた際、免許を持っていると虚偽の説明をした。</p> <p>令和7年7月27日、保護者から中型自動車運転免許の所持を問われ、免許の提示を求められたため、保有していないことを伝え、管理職に報告をおこなった。</p>

3 処分の内容 停職3月

4 教育委員会の動き

- ・7月28日、学校長より事案の報告を受け、これまでの経緯等を報告書にまとめ提出するよう指導を行った。
- ・8月校長会・9月教頭会にて、生徒の安全確保、管理職への報告・連絡・相談に関する注意喚起を行った。
- ・3月臨時校長会において、法令遵守及び信用失墜行為の防止について改めて通知を行い、再発防止に向け全ての学校で全教職員に指導を行い、研修を実施するよう指導を行った。

5 各校での再発防止策

- ・校内研修の実施（非違行為防止の徹底及び交通安全研修）
研修資料：教職員の処分について（兵庫県教育委員会研修資料）